

平成24年(ワ)第49号, 第133号, 第319号, 第488号

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

上申書

2012年11月30日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井



弁護士 池 永



弁護士 河 西 龍 太 郎



弁護士 東 島 浩



弁護士 椛 島 敏



弁護士 長 戸 和



記

頭書事件における第2回口頭弁論調書（以下、「前回調書」という）に記載された原告らの準備事項のうち被告国の求釈明については、期日において口頭にて説明したところではあるが、念のため原告らの主張予定を確認するべく、下記の通り上申する。

記

- 1 前回調書によれば、「被告国に対して、本件原発施設を操業させないことを求めているが、被告国は本件原発施設を設置管理していない。行政権限の行使による操業停止行為を求めているのであれば、行政処分の発令を求めることとなり、民事訴訟としては不適法である。また、法的拘束力のない行政指導ないし事実行為の実施を行うことが、操業停止とどう結びつくのか明らかにされたい。」という被告国の原告らに対する求釈明に対して、原告らは「補充の主張を準備する」とされている。
- 2 原告らとしては、次回期日における主張の準備について、原告らの被告国の行為に関する主張の予定としては、原告ら準備書面5第3項にて述べた通りであるため、前回期日においては、今後の主張の予定として、「まずは、国が原子力発電事業にどのように関わってきたのかという事実整理を行う。その上で、法律構成に関する主張を行っていくことにしている。しかしながら、国の具体的な関わりは膨大であるため、次回期日までの準備は困難である」という補足説明を行っていた。
- 3 したがって、前回調書に記載された原告らの補充の主張の準備は、次々回期日以降になる予定である。

以上